# 労働者派遣法施行規則改正の概要

## <派遣元事業主>

## 改正点①(事業報告書)

年1回労働局に提出する事業報告書において、日雇派遣労働者の数等の報告を義務化

## 派遣元管理台帳

#### 法第37条第1項

- 1 派遣先の氏名又は名称
- 2 事業所の所在地その他派遣就業の場所
- 3 労働者派遣の期間及び派遣就業する日
- 4 始業及び終業の時刻
- 5 従事する業務の種類
- 6 派遣労働者から申出を受けた苦情の処理に関する 事項
- 7 紹介予定派遣に係る派遣労働者については、当該 紹介予定派遣に関する事項
- 8 その他厚生労働省令で定める事項

#### 則第31条

- 1 派遣労働者の氏名
- 2 事業所の名称 ※派遣先の事業所名
- 3 派遣元責任者及び派遣先責任者に関する事項
- 4~8 26業務等に関する事項
- 9 労働・社会保険に関する事項

# <派遣先>

#### 改正点②(派遣先責任者)

派遣先責任者について、労働者派遣が1日を 超えない場合には選任不要であるが、選任を 義務化

## 改正点③-1

労働者派遣が1日を超えない場合に は作成不要であるが、作成を義務化

## 通知

#### 3項目について

- 1. 定期的(1月1回以上)に派遣 元事業主に通知
- 2. 派遣元事業主から請求があった場合に通知

## 改正点③一3

派遣就業をした場所、従事 した業務の種類を通知事 項に追加

## 改正点③-2

派遣就業をした場所を記載事項に追加

## 派遣先管理台帳

#### 法第42条第1項

- 1 派遣元事業主の氏名又は名称
- 2 派遣就業をした日
- 3 派遣就業をした日ごとの始業し、及び終業した時刻並びに休憩した時間

#### 4 従事した業務の種類

- 5 派遣労働者から申出を受けた苦情の処理に関する事項
- 6 紹介予定派遣に係る派遣労働者については、当該紹介 予定派遣に関する事項
- 7 その他厚生労働省令で定める事項

#### 則第36条

- 1 派遣労働者の氏名
- 2 事業所の名称 ※派遣元の事業所名
- 3 派遣元事業主の事業所の所在地
- -4 派遣労働者が労働者派遣に係る労働に従事し た事業所の名称及び所在地その他派遣就業をし た場所
- 5 派遣元責任者及び派遣先責任者に関する事項 6~10 26業務等に関する事項
- 11 労働・社会保険に関する事項